

令和8年4月 中学校新1年生の保護者のみなさまへ

大和町教育委員会

令和7年度就学援助制度 「新入学学用品費」の入学前支給のご案内

大和町では、経済的理由などにより、中学校への就学がお困りのご家庭に、就学に必要な費用の一部を援助する「就学援助」制度を設けています。

就学援助のうち、新入学に必要な「新入学学用品」の支給については申請により入学前に受給することができます。

申請期限
12月5日(金)まで

1 支給対象者

次の条件にすべて該当する方が対象となります。

- 1 大和町に住民票を有する方で、令和8年3月31日までに町外に転出しない方。
- 2 お子さまが、令和8年4月1日に大和町立中学校に入学予定の方。
- 3 家庭の経済的な理由により新入学学用品の購入にお困りの方で、大和町教育委員会で定める「大和町児童生徒就学援助要綱」に該当する方が援助対象者となります。（家庭の経済的な理由とは、保護者の職業が不安定で所得が著しく低い、または家計の中心となる人の急死など特別な事情があり経済的にお困りの方となります。住宅ローン等の返済を中心とした経済的理由は対象となりませんのでご了承ください。）
- 4 生活保護者及び他の市町村の制度で、同様の支給を受けていない方
生活保護を受給中の方は、福祉事務所から同様の費用が支給されるため、この制度は対象外となります。

【注意】 ～ 転出の可能性（予定）がある方へ ～

○転出する場合は、支給金を全額返還していただきます。転出の可能性（予定）がある方は申請を控えていただき、教育総務課に相談願います。

2 支給額・支給時期等

支給額 児童1人につき 63,000円
支給時期 令和8年2月下旬予定
支給方法 指定された口座へお振り込み

- ◎ その他の就学援助費（学用品費など）は、別に申請が必要になります。
- ◎ その他の就学援助費のご案内は「新入学児童保護者説明会」の際に配布します。



裏面もお読みください

3 「新入学学用品」支給までの流れ

① 令和7年11月4日（火）

「就学援助費受給申請兼世帯票（新入学学用品費用）」
申込書配布開始（窓口で配布）

② 令和7年12月5日（金）

「新入学学用品費」申請期限（提出先：教育総務課）

③ 令和7年12月中旬～
令和8年1月中旬

民生委員・児童委員による家庭状況調査

④ 令和8年1月下旬予定

「新入学学用品費」支給認定・不認定通知書発送
（大和町教育委員会からご家庭に発送いたします。）

⑤ 令和8年2月上旬

「新入学学用品費」請求書提出

⑥ 令和8年2月下旬

指定された口座にお振込み

4 申請手続き

申請を希望する方は、必要書類を添付の上、12月5日（金）まで教育総務課に提出してください。

書類は、教育総務課で配布している他、ホームページからもダウンロードできます。

〈提出書類〉

- ・就学援助費受給申請書兼世帯票（新入学学用品費用）
- ・通帳もしくはキャッシュカードの写し
- ・同意書（同世帯の成人の方全ての氏名をご記入ください）

※ただし、令和7年1月1日時点において、大和町に住所がない方は、前住所地から「令和7年度市町村民税課税証明書（または非課税証明書）」の添付が必要となります。

5 注意事項

- ・今回、入学前支給にて「新入学学用品」を支給された場合は、令和8年度就学援助費制度の「新入学学用品費」は支給対象となりません。また、令和8年度における学用品費など他の費目の就学援助制度を希望される場合は、別途、令和8年度就学援助制度の申請手続きが必要となります。
- ・今回、入学前支給にて「新入学学用品費」の支給を希望されない場合でも、令和8年度の就学援助制度を4月1日まで申請し、認定となった場合は「新入学学用品」を支給します。
- ・今回の就学援助制度の「新入学学用品費」と、東日本大震災に伴う就学援助（被災）制度の「新入学学用品費」との重複受給はできません。
- ・生活保護受給者は、本申請は行わずに宮城県仙台保健福祉事務所にお問い合わせ願います。

6 問い合わせ先

大和町教育委員会 教育総務課

〒981-3680
黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1
電話番号 022-345-7507

